様式第１号（第５条関係）

使用済自動車の解体業等の施設に係る事業計画書

年　　月　　日

水戸市長　様

住所

氏名

電話番号

法人にあっては，主たる事務所の

所在地並びに名称及び代表者の氏名

　水戸市使用済自動車の適正処理に関する指導要領第５条の規定により，協議します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業内容 |  |
| 事業計画地の全地番及び面積 | （　　　　　）㎡ |
| 事業の範囲 |  |
| 協議に係る施設等 | □使用済自動車又は解体自動車の保管場所  □解体作業場  □圧縮機  □せん断機  □破砕機  □自動車破砕残さの保管場所  □その他（　　　　） |

【添付書類】

(1) 施設等の平面図，立体図，断面図及び構造図

(2) 施設等の構造を明らかにする設計計算書

(3) 施設等の周辺の見取図

(4) 施設等の設置に係る土地の公図の写し及び登記事項証明書

(5) 施設等の設置に係る土地の所有権原を有しない場合には，使用する権原を有することを証する書類

(6) 法人の場合には，定款又は寄付行為及び登記事項証明書

(7) 個人の場合には，住民票の写し（本籍の記載があるものに限る。）

(8) 施設の設置に係る土地及び周辺の現況の写真（申請の日前３月以内に撮影したものに限る。）

(9) 事業計画書

(10) 収支見積書

(11) 標準作業書

解体業施設

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 協議に係る設置等の内容 | | |  | |
| 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には，当該場所の設置予定地等，面積並びに保管量及び保管の高さの上限 | | | 所在地：  面積： ㎡  保管量の上限： ㎥（約　　　台）  高さの上限： ｍ | |
| 施設を用いて行う作業の概要 | | | |  |
|  | 使用済自動車及び解体自動  車の保管の方法 |  | | |
| 廃油及び廃液の回収，事業  所からの流出の防止及び保  管の方法 |  | | |
| 使用済自動車又は解体自動  車の解体の方法（指定回収  物品及び鉛蓄電池等の回収  の方法を含む。） |  | | |
| 油水分離装置及びためます  等の管理の方法（これらを  設置する場合に限る。） |  | | |
| 使用済自動車又は解体自動  車の解体に伴って生じる廃  棄物（解体自動車及び指定  回収物品を除く。）の処理  の方法 |  | | |
| 使用済自動車又は解体自動  車から分離した部品，材料  その他の有用なものの保管  の方法 |  | | |
| 使用済自動車及び解体自動  車の運搬の方法 |  | | |
| 解体業の用に供する施設の  保守点検の方法 |  | | |
| 火災予防上の措置 |  | | |
| 備考 |  | | |

破砕業施設

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更の内容（施設の変更に伴う協議の場合） | | |  | | |
| 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には，当該場所の設置予定地等，面積並びに保管量及び保管の高さの上限 | | | 項目 | 解体自動車 | 自動車破砕残さ |
| 所在地 |  |  |
| 面積(㎡) |  |  |
| 保管量の上限(ｍ3) |  |  |
| 高さの上限(ｍ) |  |  |
| 施設を用いて行う作業の概要 | | | | | |
|  | 解体自動車の保管の方法 |  | | | |
| 解体自動車の破砕前処理を  行う場合にあっては，解体  自動車の破砕前処理の方法 |  | | | |
| 解体自動車の破砕を行う場  合にあっては，解体自動車  の破砕の方法 |  | | | |
| 排水施設の管理の方法（排水施設を設置する場合に限る。） |  | | | |
| 解体自動車の破砕を行う場  合にあっては，自動車破砕  残さの保管の方法 |  | | | |
| 解体自動車の運搬の方法 |  | | | |
| 解体自動車の破砕を行う場  合にあっては，自動車破砕  残さの運搬の方法 |  | | | |
| 破砕業の用に供する施設の  保守点検の方法 |  | | | |
| 火災予防上の措置 |  | | | |
| 備考 |  | | | |

備考　様式欄に記載できないときは別紙とすること。